中長期財政計画

Ⅰ　計画見直しの目的等

１　計画見直しにあたって

現行の中長期財政計画は、令和８年９月に計画期間を令和８年度から１２年度の５年間として策定したものです。

今回、計画期間を令和９年度から令和１３年度の５年間として見直すものです。

２　目的

（１） 中長期的な財政収支を推計し、将来における課題をとらえ、財政運営の健全性を確保するための指針とする。

（２） 中長期的な視点から、各種計画の推進を図る際の指針とする。

（３） 予算執行や予算編成にあたっての指針とする。

Ⅱ　計画見直しの基本的な考え方

１　計画期間

令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間

２　対象会計

普通会計（一般会計、野洲川基幹水利施設管理事業特別会計）

３　歳入歳出の試算方法

歳入は科目別、歳出は性質別で試算

４　計画の見直し

年度毎に情勢の変化等を踏まえ時点修正するなど、適宜見直しを行う

Ⅲ　今後の収支見通し

１　収支試算の条件

（１）基本事項

① 推計ベース

令和 7 年度決算額及び令和 8 年度決算見込額をベースに、事務事業評価シートで予定される事業を見込み試算

② 人口推計

第 2 次甲賀市総合計画に示す目標人口を利用

③ 法改正・制度改正

作成時点で改正が見込まれているものについて反映

④ 景気動向

「中長期の経済財政に関する試算」（令和 8 年 7 月 30 日経済財政諮問会議提出）の経済の中長期的な展望の名目ＧＤＰ成長率を考慮して設定

（２）歳入

項目	試算方法
市税	・予定されている税制改正を反映しつつ、「中長期の経済財政に関する試算」の名目 GDP 成長率で試算 ・固定資産税は、3 年毎の評価替えを見込む
譲与税・交付金	・森林環境譲与税は県試算値を見込む ・地方消費税交付金及び法人事業税交付金は名目 GDP 成長率で試算
地方交付税	・基準財政需要額のうち、事業費補正・公債費は交付税措置される地方債について算入し、個別算定経費等は直近の増減率を基に試算 ・基準財政収入額は、市税の増減率を基に試算 ・特別交付税は、令和 8 年度当初予算と同額を計上
国・県支出金	・現行の国県の補助制度を基本に、歳出見込や過去の実績等を勘案して試算
繰入金	・財政調整基金は各年度の財源不足額を繰入 ・あい甲賀ふるさと応援基金、コミュニティ推進基金は所要額を繰入 ・その他の特定目的基金は所要額を繰入
市債	・現行の地方債制度により、投資的経費に係る地方債を見込む
その他	・分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入等については、過去の実績等を勘案して試算 ・寄附金は「あい甲賀ふるさと応援寄附金」のみ見込む（令和 8 年度は 4 億円、9 年度は 5 億円、10 年度は 6 億円、11 年度は 7 億円、12・13 年度は 8 億円とする）

（３）歳出

項目	試算方法
人件費	・正規職員については、現行の給与水準と定員適正化計画による職員数等を勘案して試算 ・会計年度任用職員については、現行の給与水準と職員数を勘案して試算 ・議員報酬、特別職報酬、その他の委員報酬等については、現行の水準で試算
扶助費	・事務事業評価シートで予定されている扶助費を積み上げて試算 ・令和 9 年度以降は、事業毎に傾向を考慮し、増減率を加味して試算
公債費	・既に借り入れている地方債にかかる元利償還金に、今後借り入れ予定の投資的経費に係る地方債及び臨時財政対策債の元利償還見込み額を加えて試算 ・新規発行分の借入条件は、20 年償還（3 年据置）、利率を 4.0%で見込む
物件費	・事務事業評価シートで予定されている物件費を積み上げて試算 ・令和 9 年度以降は、令和 6～8 年度までの増減率も加味して試算
補助費等	・事務事業評価シートで予定されている補助費等を積み上げて試算 ・令和 9 年度以降は、令和 6～8 年度までの増減率も加味して試算 ・企業会計と一部事務組合の負担金は各事業計画を踏まえて見込む
投資的経費	・事務事業評価シートで予定されている普通建設事業費等を積み上げて試算 ※普通建設事業に係る国・県支出金及び市債についても上記事業見合い分を計上
繰出金	・各年度に予定されている特別会計繰出金を積み上げて試算 ・令和 9 年度以降は、令和 6～8 年度までの増減率も加味して試算
その他	・令和 9 年度以降は、令和 6～8 年度までの増減率も加味して試算

２　事務事業評価シートを積み上げ・・・資料①

積み上げた結果、市税等の歳入は増加するものの、それ以上に歳出が増加することから、単年度で 16～24 億円の財源不足が生じる見込みである。

（１）歳入

市税は、近年の増加基調を踏まえ、増収を見込む。地方交付税については、基準財政需要額の増加が見込まれるが、基準財政収入額についても増加が見込まれることから、横ばいで推移する見込み。国県支出金は、投資的経費が減少する一方、扶助費は増加傾向であり横ばいとなる見込み。市債は令和 6 年度が借入のピークと見込み、その後は投資的経費が減少傾向となることから、市債の借入も減少傾向となる。令和 10 年度以降の歳入総額は、横ばいで推移する見込みである。

（２）歳出

人件費は、人事院勧告に伴う給与改定などにより増加の見込み。扶助費及び繰出金についても、社会保障関係費の増により事業費が増加する。また、投資的経費は、複数年かけて実施する信楽小学校改築事業や貴生川駅周辺整備事業を見込むものの、合併特例事業債の終了により減少傾向となり、歳出総額についても令和 10 年度以降横ばいで推移する見込みである。

Ⅳ　中長期財政計画・・・（資料②、資料③）

資料①を踏まえ、財源不足額を解消しながら、基金残高も考慮し、無理なく収支均衡を図れるようシミュレーションした。

１　財源不足額の解消に向けた対応策

（１）スクラップ・リニューアルによる削減
（２）施設の見直しによる削減
（３）業務の効率化による人件費の削減
（４）基金の取崩
（５）事業の取捨選択・歳出精査

２　今後の見通し

前述の対応策により、財源不足額を解消しつつ収支のバランスを図り、基金残高を確保する。